

平成 18 年 9 月 5 日

消費者のための臨時相談所を池袋駅構内に開設！

～ 豊島区消費生活センターと池袋警察署が共同で臨時相談所を開設 ～

来る 9 月 9 日(土)午後 1 時 30 分から 4 時まで、池袋駅地下 1 階アップルロードにある警視庁鉄道警察隊池袋連絡所に臨時相談所を設置し、池袋警察署の署員や豊島区消費生活センター相談員が、消費生活相談や事件相談など、さまざまな相談に応じる。こうして警察署と豊島区消費生活センターが臨時相談所を設け、共同で相談に応じるのは初めての試みとなる。

主催：池袋警察署(西池袋 1-7-5) 豊島区消費生活センター(東池袋 1-20-15)

近年の高齢者や若者をターゲットにした詐欺や悪質商法による被害の増加に伴い、区消費生活センターには、消費生活に関わる内容のほか、事件相談などの警察業務に関する相談も多く寄せられている。また、警視庁では 9 月 2 日(土)から 9 月 11 日(月)までの間を「警察相談業務推進向上旬間」として相談業務を推進しており、区消費生活センターと池袋警察署は、共同で臨時相談所を設置し、幅広い分野にわたる相談を受け付け、適切かつ迅速な対応を目指すこととなった。

池袋警察署では、9 月 7 日(木)から 8 日(金)の期間も、同じく警視庁鉄道警察隊池袋連絡所で相談業務を行なう。相談時間は午後 1 時 30 分から 4 時まで。

消費生活センター(東池袋 1-20-15)や各警察署では、「臨時相談所開設時期以外でも常時相談を受け付けているので、気軽に立ち寄って欲しい」としている。

日 時	平成 18 年 9 月 9 日 (土) 午後 1 時 30 分～4 時
会 場	警視庁鉄道警察隊池袋連絡所 (池袋駅地下 1 階アップルロード)
補 足 事 項	<p>豊島区消費生活センターに寄せられた新規相談件数は平成 17 年度で 2,757 件。平成 16 年度に比べ 1,554 件、36 パーセントの減少となっている。これは、主に通信サービス(電話及びインターネット情報サービス)についての相談が減少したことが理由である。購入形態別に見ると、「店舗購入」が 1,048 件・前年比 7.5 パーセント増で 1 位、「通信販売」が 795 件・前年比 33.5 パーセント減で昨年の 1 位から 2 位へ転じ、大幅な減少傾向にある。相談方法としては電話が 75.3%、来所が 24.2%となっており、電話・来所の割合は前年度とほぼ同じとなっている。相談対象となった商品をキーワード別に見ると「他の運輸通信(526 件)(注1)」「融資サービス(323 件)(注2)」「集合住宅の家賃・敷金(215 件)(注3)」が上位 3 位となっており、この傾向は平成 15 年度から変わっていない。</p> <p>相談内容についてのキーワードでは、「不当請求」が 3 年連続して 1 位となっているが、前年度と比べると 1,376 件、32.5 パーセントの減少となっている。17 年度は新たに「保証」「クレーム処理」「説明不足」「無料商法」などがキーワードの上位にのぼっている。</p> <p>(注1)「他の運輸通信」 オンライン情報サービス、プロバイダ、インターネットサービス、電話情報提供サービスなどを指す (注2)「融資サービス」 消費者ローン、住宅ローン、サラ金などを指す (注3)「集合住宅の家賃・敷金」 マンション、アパートの増改築、修理を含む</p> <p>警察に寄せられる相談も、架空請求や不当請求など「不正請求」に関するものが最も多く、このほか元夫からの電話や手紙による嫌がらせ、アパート所有者と居住者とのトラブル、職場同僚間でのめごとなど、対人関係に悩む方々からの相談も多く寄せられている。池袋警察署では、「こうした相談以外でも常時、幅広く受け付けているので、気軽に相談して欲しい」としている。</p>
問 合 せ	豊島区消費生活センター 池袋警察署生活安全課